

岐阜県教職員組合 養護教員部

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和5年10月24日 15:30～  
会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合執行委員長 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（16：30）

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和5年10月24日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
1 新型コロナウイルスを乗り越えるために	
1) 養護教諭の加配、養護担当非常勤講師の配置などについて	
① 特別支援学校において、加配基準を満たしているが、複数配置ではない学校が1校あります。理由を教えてください。 岐阜豊学校は児童生徒数62人ですが、なぜ複数配置ではないのでしょうか？今年度においては早急に常勤講師を配置してください。また、来年度は4月当初から常勤の複数配置の予算化をしてください。	養護教諭の配置基準となる児童生徒数は、小学部、中学部、高等部に在籍する児童数及び生徒数となり、幼稚部の数は含まれません。岐阜豊学校における令和5年4月1日現在の児童生徒数は、幼稚部を除いて53人（幼稚部を含めると62人）となり、複数配置となる61人以上を満たしていないため養護教諭の配置は1人となります。
② 小中学校において、加配基準には満たない規模であるが複数配置されている学校が7校（島小-817人、那加第一小-844人、広見小-782人、各務原中央中-772人、可児中部中-773人、西部中-686人、池田中-674人）あります。これらの学校は県費での配置か、市町村負担での配置か教えてください。	島小、那加第一小、広見小、各務原・中央中、中部中、西部中は県費による養護教諭を配置しております。池田中学校は町費による養護教諭を配置しています。
③ 加配基準には満たない規模の学校や児童生徒の困難さへの対応を要する学校に、養護教諭の加配をおこなえるように、県独自の配置基準を策定し、加配を行ってください。フルタイムでの加配が難しいのであれば、関市の「若あゆ制度」のように、繁忙期や感染拡大など特に人手が必要な時に、養護担当非常勤講師を配置してください。 また、801人以上の小中学校が2校あり、養護教諭一人に対応しています。（鶴小-804人、中川小-805人、）これらの学校を優先して加配してください。	養護教諭の配置については、国の標準法に基づき、高等学校は生徒数が800人以下は1人、801人以上は2人を配置、特別支援学校では、各校に1人配置し、さらに児童生徒数が61人以上でもう1人配置しております。 小中学校（義務教育学校を含む）では、標準学級3学級以上の学校に1人配置し、さらに小学校の児童数851人以上（中学校は生徒数が801人以上）の学校ではもう1人配置しております。 小中学校の標準学級2学級以下の学校については、加配の養護教諭を配置したり、隣接する学校の養護教諭に兼務をかけた対応しております。 県独自の配置については、現在の県の予算状況を考慮すると大変難しい状況です。
④ 年度途中に産育休代替が見つからないということが多く起きています。ここ数年、代替が見つからず、養護教諭が未配置ということもありました。 ・今年度、県立の学校について、産休に入られる方の代替教員を4月当初から配置する、いわゆる「先読み加配」がはじまりました。どこの学校で、どれ	養護教諭の産育代替だけではなく高等学校の各教科や特別支援学校についても、4月から7月末までに産育休に入る本務職員の代替を、高等学校で16名、特別支援学校で15名、4月当初から任用しております。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和5年10月24日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	<p>くらいの期間を前倒しで加配をされたかを教えてください。</p>	
	<p>・同様に、今年度の市町村立学校についても、「先読み加配」がどこの学校で、どれくらいの期間を前倒しで加配をされたかを教えてください。</p>	<p>市町村立小中学校では、国加配を活用しており、養護教諭に対する、産育休代替教師の安定的確保のための加配による支援は行っておりません。</p> <p>なお、教諭については、県立学校同様、4月から7月末までに産育休に入る本務職員の代替として、4月当初から41名任用しています。なお、4月当初から代替講師を確保できれば、任用することは可能です。</p>
	<p>・市町村立学校において、夏休み前までに産育休に入られる方に「先読み加配」がなされなかった方がいる場合、その理由を教えてください。</p>	
	<p>・少なくとも夏休み前までに産育休に入るすべての養護教諭に対して、年度当初から常勤講師または任期付教員を配置してください。</p>	<p>県立学校においては、4月から7月末までに産育休に入る本務職員の代替講師が見つければ、4月当初から任用することは可能です。</p> <p>市町村立小中学校においては、国加配の動向を踏まえて検討してまいります。</p>
	<p>・退職した養護教諭の中には、非常勤講師や短期間に限定であれば勤務が可能という声を多く聞きます。経験値の高い養護教諭の活用する上でも、柔軟な働き方を保証する上でも、退職した養護教諭の非常勤講師としての任用や、繁忙期等の一時的な任用をすすめてください。</p>	<p>退職された養護教諭の方には、新規採用者の養護教諭の初任者研修指導者及び後補充として、今までの経験を生かしていただくようにしております。</p> <p>繁忙期等の一時的な任用につきましては、予算上大変難しく、現段階では任用することができません。</p>
⑤	<p>多忙な養護教諭の負担軽減をすすめるため、各学校に配置されている教員業務支援員に養護教諭の業務を依頼するように各学校の管理職に指導・助言してください。</p>	<p>「スクール・サポート・スタッフ」「業務アシスタント」は、教員の業務支援を行うことで、負担軽減を図ることを目的に配置しております。</p> <p>養護教諭の業務についても、健康観察の補助やデータ入力作業など負担軽減になるのであればサポートを行うことは可能です。</p> <p>県教育委員会としましては、各市町村教育委員会及び各学校においてスクール・サポート・スタッフの活用が一層促進されるよう、活躍事例集を作成し配付しています。</p> <p>今後も、各学校において有効に活用するよう、指導・助言していきます。</p>
2)	<p>予算・設備について</p>	
①	<p>必要な時に不足なく備品や消耗品が使えるように、今後も現場の要望を聞き、感染症対策に必要な物品を確実に配布してください。</p>	<p>令和5年度も学校保健特別対策事業費補助金を活用して、県及び各市町村（学校）において、必要に応じて感染症対策に係る備品や消耗品が購入できるよう対応しております。</p> <p>令和6年度につきましては、現在のところ、国が感染症対策支援事業を概算要求しており、当該事業の継続が見込まれます。</p>

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和5年10月24日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答																										
② 現在、感染症対策の予算は、国及び県から、どの程度、どのような場合・条件で執行されるのか教えてください。	<p>令和5年度学校保健特別対策事業費補助金（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">小中学校</td> <td style="width: 20%;">1-300人</td> <td style="width: 20%;">45万</td> <td style="width: 30%;">(90万)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">義務教育学校（前期課程）</td> <td>301-500人</td> <td>67.5万</td> <td>(135万)</td> </tr> <tr> <td>501人以上</td> <td>90万</td> <td>(180万)</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>1-300人</td> <td>90万</td> <td>(180万)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校 （高等部のみ）</td> <td>301-500人</td> <td>112.5万</td> <td>(225万)</td> </tr> <tr> <td>501人以上</td> <td>135万</td> <td>(270万)</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td colspan="3">180万（360万）</td> </tr> </table> <p>条件等</p> <p>（ア）学校における感染者等発生対応支援・学習保障支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者が発生した学校において、感染の拡大を抑制し学校教育活動を継続するための体制を確保するため、児童生徒・教職員等の感染者等の発生に伴い、追加的に必要となる物品の購入等に係る経費を支援</li> </ul> <p>（イ）学校における換気対策整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室等における効果的な換気の実施に必要なCO2モニター等の換気対策整備に係る経費を支援</li> </ul> <p>※（ア）のみでは申請不可、（イ）のみの場合、上限の1/2</p>	小中学校	1-300人	45万	(90万)	義務教育学校（前期課程）	301-500人	67.5万	(135万)	501人以上	90万	(180万)	高等学校	1-300人	90万	(180万)	特別支援学校 （高等部のみ）	301-500人	112.5万	(225万)	501人以上	135万	(270万)	特別支援学校	180万（360万）		
小中学校	1-300人	45万	(90万)																								
義務教育学校（前期課程）	301-500人	67.5万	(135万)																								
	501人以上	90万	(180万)																								
高等学校	1-300人	90万	(180万)																								
特別支援学校 （高等部のみ）	301-500人	112.5万	(225万)																								
	501人以上	135万	(270万)																								
特別支援学校	180万（360万）																										
③ 感染症対策用の予算を引き続き措置してください。国が予算が不十分な場合は、県独自の予算をたてるように要求してください。	令和5年度につきましても、国が感染症対策支援事業を概算要求しており、当該事業の継続が見込まれます。																										
④ 学校によっては水栓数が少なく、食事前の手洗いが密になっている状況です。感染症予防のためには手洗い場が不足しています。必要とされる学校からの要望があれば、手洗い場の増設をおこなってください。	県立学校における個別の施設整備については、各学校から要望があれば、その状況を確認し、必要に応じて対応するように努めているところです。																										
<b>2 養護教諭の勤務条件について</b>																											
1) 非正規の「養護助教諭」配置の解消を進め、正規の養護教諭を配置してください。 非正規の「養護助教諭」（産休・育休代替講師、複	児童生徒数や教職員定数、退職者数、再任用者数等の状況を踏まえ、長期的展望に立った採用計画に基づき、正規の養護教諭の適正な配置に努めてまいります。																										

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和5年10月24日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>数配置の講師を除く）が、小学校では昨年度より9校増加し49校、中学校で5校増加し14校に配置されています。産休・育休代替講師も含めると、非正規の「養護助教諭」は小学校23%、中学校16%と非常に多い状況です。「養護助教諭」は経験の少ない方も多く、感染症対策を引き続き行いながら業務をおこなうという、厳しい状況下で勤務しています。</p>	
<p>2) (文書回答) 養護教諭が負担と感じている学校保健統計調査、学校環境衛生活動調査を、岐阜県学校保健会と協議し、負担が軽減されるようにしてください。</p>	<p>学校保健統計調査については、公務支援システムに入力することで調査票が作成できるようになり、学校環境衛生活動調査については、WEB調査に変更して負担軽減を図りました。今後も項目等について検討をしております。</p>
<p>3) 養護教諭が、すべての学年の宿泊を伴う学校行事に引率するよう指示される学校があります。多くの場合、その学校行事は健康診断の多忙期にあっています。また、一時的に立て替える引率に関わる費用もとても大きくなります。看護師の引率に代えるなど、養護教諭の心身および経済的な負担が軽減される配慮を行うよう各学校に指導してください。</p>	<p>これまでも児童生徒の安全確保及び健康管理の面から、多くの場合、各学校において養護教諭に引率を依頼しています。宿泊を伴う行事を複数の学年が短期間に実施すれば、同一の養護教諭に引率を依頼する場合、その方の大きな負担となることから、次年度の教育課程編成時において十分に配慮するよう、引き続き指導に努めます。</p>
<p>4) 校外での任務、特に中体連・高体連・特体連などが主催する大会での救護について、各団体と協議の上、以下の改善を働きかけてください。</p>	
<p>① 中学校部活動の地域移行・外部委託化が進んでいます。救護においても、郡市、地区大会を含め、すべての地域のすべての大会に医療職を配置するよう働きかけてください。</p>	<p>中体連・高体連に対しては、日頃より、生徒の安全・健康を第一に考え、大会等の運営を行うよう、お願いするとともに、養護教諭の負担を軽減するために、救護担当として看護師を要請するよう引き続き助言しているところです。 今年度、未導入の可茂地区、飛騨地区については、看護師の配置要請に関する検討を継続していくよう働きかけてまいります。</p>
<p>② 搬送体制の整備、損害賠償保険の加入など、救急体制の充実をはかるように働きかけてください。</p>	<p>大会規模の大小にかかわらず、救急体制の整備が充実するよう、引き続き中体連、高体連に指導しております。</p>
<p>③ 今年度の中体連主催の地区大会や郡市大会での医療職の配置状況を教えてください。</p>	<p>上記にも記載しましたが、養護教諭の負担を軽減するために、救護担当として看護師を要請するよう助言しているところです。 ・地区大会 岐阜地区：12種目すべて看護師配置</p>

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和5年10月24日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答	
	<p>西濃地区：12種目すべて看護師配置※予備日は養護教諭に依頼                      美濃地区：12種目すべて看護師配置                      可茂地区：看護師配置なし                      東濃地区：12種目すべて看護師配置                      飛騨地区：看護師配置なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県大会：18種目すべて看護師配置</li> <li>・東海大会(開催4種目)：4種目すべて看護師配置</li> </ul>	
④	<p>今年度医療職が配置された中体連主催の地区大会・郡市大会では、どのように費用負担がなされたのか、どのように配置された医療職を確保したのか教えてください。</p>	<p>費用負担については、地区大会は大会運営費（大会参加費を含む）より捻出しております。看護師は全てナースセンターより依頼をしております。</p>
5)	<p>令和6年に県内で開催される全国総合文化祭について、救護体制の充実をはかるように働きかけてください。                      全国からの参加者への対応に十分な救急用品、救急体制を整え、保健室の既存医薬品の持ち出しがないよう、各専門部へ周知してください。</p>	<p>救護体制の充実が図られるよう、担当部署に働きかけてまいります。</p>
6)	<p>小中学校の養護教諭が5年で原則異動となる制度を撤廃してください。                      養護教諭はアレルギー、不登校、発達障がい等の児童生徒の対応のため、保護者と信頼関係を築き、長期的な視野で児童生徒に関わらなくてはなりません。にもかかわらず小中学校の養護教諭が5年で原則異動となる制度は弊害があります。この制度を撤廃するかもしくは弾力的に運用してください。異動に関しての本人との面談を重視し、本人のライフプランに合わせた、合意のもとでの異動を実施してください。</p>	<p>養護教諭に限らず、一人職の同一校勤務は、原則として5年としています。                      一人職の場合、学校外、いわゆる地域の他の学校と同じ職の方と交流する機会がありますが、校内では任された仕事に対して長年固定化されたやり方を継続することは好ましくありません。県全体として学校の活性化を図ることも必要です。このような経緯から「5年」という期間が適当であるとされてきました。現在もその考え方に立って異動を進めています。                      異動に際しては、各学校において校長が個別に教職員と面談を行い、教職員の将来設計、自身の健康状態、家庭の事情（子育て、家族の介護等の状況）についてヒアリングを行っています。それらを踏まえ人事異動に努めています。                      また、管理職の研修や経験年数に応じた悉皆研修の折に、教職員のキャリアデザインについての講話を入れるなどして努めております。</p>

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和5年10月24日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	<b>3 子どもの命を守り、健康な発達保障をするために</b>	
1) ①	今夏も暑い日が続き、学校現場でも熱中症など体調不良のため救急搬送された事例が多くありました。多くの学校が、運動会、体育祭などの学校行事を再開し、「感染予防をしながら熱中症を予防する」という難しい対応を求められています。児童生徒の命を守ることを何よりも優先して、学校行事の時期や練習を含めた運営方法、緊急時の対応などを検討するように各学校に指導してください。	<p>近年の記録的な猛暑による、学校活動における熱中症予防は児童生徒の命を守るため、適切に対応しなければならぬことと認識しています。</p> <p>そのため、今年度は、気温が上がり始める5月8日だけでなく、8月1日、8月22日、8月28日にも各学校に対して熱中症事故の防止についての関係文書を送付し注意喚起や具体的な取組について呼びかけ、練習時間や競技時間の短縮、実施する時間帯、給水回数を増やしたりするなど細心の対策を講じるようお願いしてまいりました。</p> <p>また、学校安全講習会では「熱中症対策ガイドライン～学校教育活動における判断と行動の目安～」の内容を説明・確認するとともに、マスク着用については、国や県の指針に則り、運動会・体育大会、体育授業等の活動において、適切に対応していただくようお願いしております。</p>
②	学校の体育館にエアコンを常設し、体育を行っても熱中症のリスクが無いようにエアコンの予算化をしてください。	<p>体育館へのエアコン設置については、まずは、体温調整ができない児童生徒への対応として特別支援学校において進めておりますが、一方で、体育館は冷房する空間が大きいこと、断熱性が乏しく冷房効率が低いこと等から、機器の設置や維持管理コストが高いなどの課題もあり、全国の事例等の研究など、引き続き検討を重ねてまいります。</p>
③	現在のエアコンがない状態でおこなわれる熱中症恐れが高い気温時の体育館使用について、県教委のお考えをお聞かせください。	<p>エアコンがない体育館における学校活動についても、熱中症予防は児童生徒の命を守るため、適切に対応しなければならぬことと認識しています。</p> <p>（再掲）そのため、今年度は、気温が上がり始める5月8日だけでなく、8月1日、8月22日、8月28日にも各学校に対して熱中症事故の防止についての関係文書を送付し注意喚起や具体的な取組について呼び掛け、練習時間や競技時間の短縮、実施する時間帯、給水回数を増やしたりするなど細心の対策を講じるようお願いしてまいりました。</p> <p>また、学校安全講習会では「熱中症対策ガイドライン～学校教育活動における判断と行動の目安～」の内容を説明・確認するとともに、マスク着用については、国や県の指針に則り、運動会・体育大会、体育授業等の活動において、適切に対応していただくようお願いしております。</p>
④	今後の体育館のエアコンの予算化について、県教委のお考えを教えてください。	<p>体育館へのエアコン設置については、まずは、体温調整ができない児童生徒への対応として特別支援学校において進めておりますが、一方で、体育館は冷房する空間が大きいこと、断熱性が乏しく冷房効率が低いこと等から、機器の設置や維持管理コストが高いなどの課題もあり、全国の事例等の研究など、引き続き検討を重ねてまいります。</p>
2)	（文書回答） 県立学校の生徒は、検尿・心電図検査の結果が要医師総合診断となると、学校医の指示のもと医療機関での精密検査を勧めることとなりますが、貧困など	<p>結核に罹患した者が出た場合、健康上だけでなく教育上も重大な影響があるため、児童生徒の健康と安全を管理する学校にとって重要な課題となります。</p> <p>「学校からの報告に基づき、教育委員会は対象児童生徒に対する精密検査を実施する。」とされており、これに基づき教育委員会で費用を負担しています。</p>



## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合養護教員部（令和5年10月24日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	の理由により受診できない生徒が増えています。医療機関での精密検査にも、結核検診同様、公的な補助を行ってください。	他の疾病については、福祉医療制度の活用や保護者負担が基本となります。
3)	（文書回答） LGBTQ+の人への配慮や、災害時に避難所となること等を考慮し、多目的トイレを各学校の各階に設置してください。	既存の県立学校への多目的トイレの設置については、設置スペースの関係もあり、対応が困難な状況ではありますが、大規模改修等の際に、設置スペースが確保できれば、1箇所は設置していきたいと考えています。 また、県立学校で避難所に指定されている体育館付近の屋外トイレについては、改築等に合わせて多目的トイレを設置しております。
4)	（文書回答） 高校生の健康と安全を最優先するために、学校管理下における集団献血を強制しないでください。	厚生労働省が実施したアンケート調査によると、高校等での集団献血の経験が、その後の献血の動機づけに大きな役割を果たす結果が示されています。 しかしながら、協力については、あくまでも任意であると承知しております。
5)	（文書回答） 健康教育や救急処置の拠点となる保健室が多様な機能が発揮できるよう、保健室の施設・設備の整備をしてください。 いまだに、外線電話、インターネットに接続できるパソコン、プリンター、湯沸かし器、冷蔵庫、鍵付きの書庫が保健室に無い小・中学校があります。県から市町村の教育委員会に強く働きかけてください。	市町村立学校については、設置者である市町村が主体となって実施していますので、ご要望は、市町村教育委員会へお伝え願います。
4	（文書回答） 養護助教諭という名称を止め、他の教諭と同様に「養護教諭（臨時）」と記してください。 現在「養護助教諭」「講師（養教）」「養護助教諭（臨時）」など、統一されていない学事録の表記を統一してください。	養護教諭の代替講師は、養護助教諭として任用しています。そのため、学事録の表記も養護助教諭となります。